

ヤングケアラーの実態に関する調査報告書
1-5 子どもの居場所支援事業所 編

令和6年3月

宮崎県

1-5 目次

1. 子どもの居場所支援事業所におけるヤングケアラーの実態に関する調査の実施概要	1
.....	1
(1) 調査目的.....	1
(2) 調査方法.....	1
2. 子どもの居場所支援事業所におけるヤングケアラーの実態に関する調査結果.....	1
(1) ヤングケアラーについて.....	1
問1 ヤングケアラーの概念の認識.....	1
(2) ヤングケアラーの状況について.....	2
問2 ヤングケアラーと思われる子どもの有無.....	2
問3 ヤングケアラーと思われる子どもがいる(いた)ケース件数.....	2
(3) ヤングケアラーの具体的内容について.....	3
問4-①子どもの性別.....	3
問4-②子どもの学年(年齢).....	3
問4-③同居する家族.....	4
問4-④ケアの対象者.....	4
問4-⑤ケアを必要としている人の状況.....	5
問4-⑥子どもがしているケアの内容.....	5
問4-⑨支援の有無.....	6
問4-⑫他の支援機関との連携.....	6
※ 問4の⑦、⑧、⑩、⑪、⑬、⑭については、具体的なケースの内容となるため本 調査報告書では掲載しない	
問5 ヤングケアラーと思われる子どもの有無が分からない理由.....	7
(4) 家族支援やヤングケアラーの発見・支援の状況.....	8
問6 会議等でヤングケアラーを含め家族支援について議論する機会の頻度.....	8
問7 ヤングケアラーの発見・支援でできると思われること.....	9
問8 ヤングケアラー支援について連携できそうな支援機関.....	10
問9 ヤングケアラーの支援で妨げになっている(なるだろう)と思うこと.....	11
問10 具体的に必要な支援.....	12
(5) ヤングケアラーに関する支援について.....	13
問11 ヤングケアラーの支援で行政に期待すること.....	13
問12 県が行うヤングケアラー支援に関する事業について知っているもの.....	14

問13 ヤングケアラーに関する情報提供の可否	14
(6) その他意見	15
問14 その他意見（自由記述）	15

【報告書の見方】

- ・ 回答比率（相対度数）は、百分比のポイント以下2位を四捨五入している
ので、合計は必ずしも100%にならないことがある。
- ・ 2つ以上の回答を求めた（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は
原則として100%を超える。
- ・ 数表に記入された「n」は、比率算出上の基数（標本数）である。
- ・ 文中やグラフ内の選択肢が長文の場合は簡略している箇所がある。

1. 子どもの居場所支援事業所におけるヤングケアラーの実態に関する調査の実施概要

(1) 調査目的

県ではヤングケアラー支援を推進するため、支援の現状を把握し、より実態に即した支援施策の創設や支援体制の構築を図りヤングケアラー支援を推進していくことを目的として調査を実施した。

(2) 調査方法

宮崎県が把握する県内の子どもの居場所支援事業所に対して、QRコードを掲載したアンケート方式の調査票を配布し、郵送又はWEBによる回答を依頼した。

調査期間：令和5年11月24日～令和5年12月25日

回収状況：

発送数	有効回答数	回収率
106件	66件	62.3%

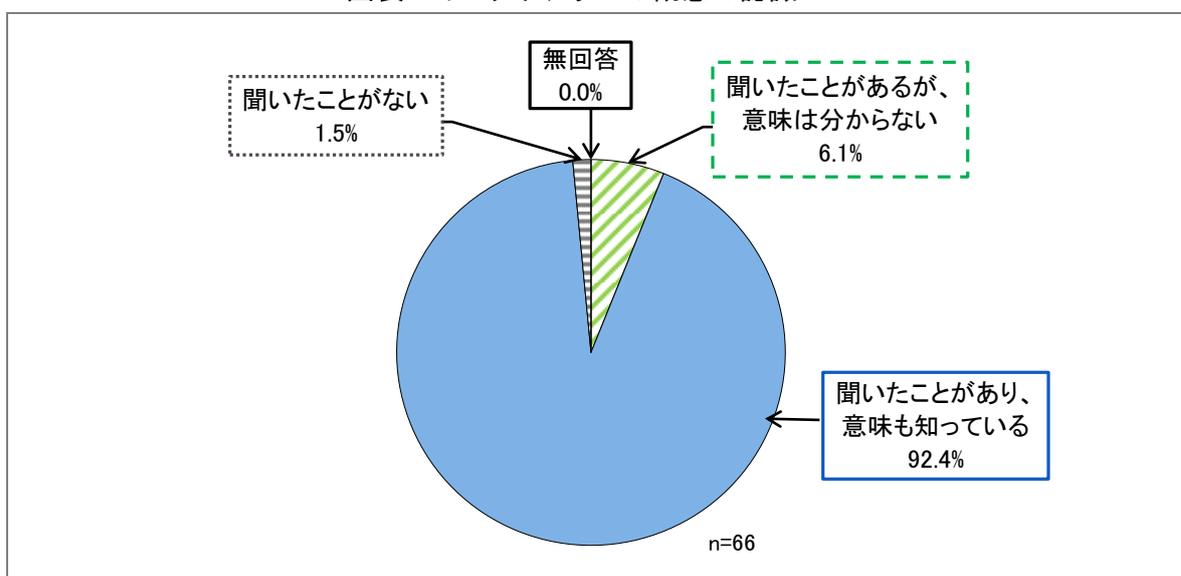
2. 子どもの居場所支援事業所におけるヤングケアラーの実態に関する調査結果

(1) ヤングケアラーについて

問1 ヤングケアラーの概念の認識

ヤングケアラーの概念の認識について聞いたところ、「聞いたことがあり、意味も知っている」が92.4%と最も高く、次いで「聞いたことがあるが、意味は分からない」が6.1%、「聞いたことがない」が1.5%となっている。

図表1 ヤングケアラーの概念の認識

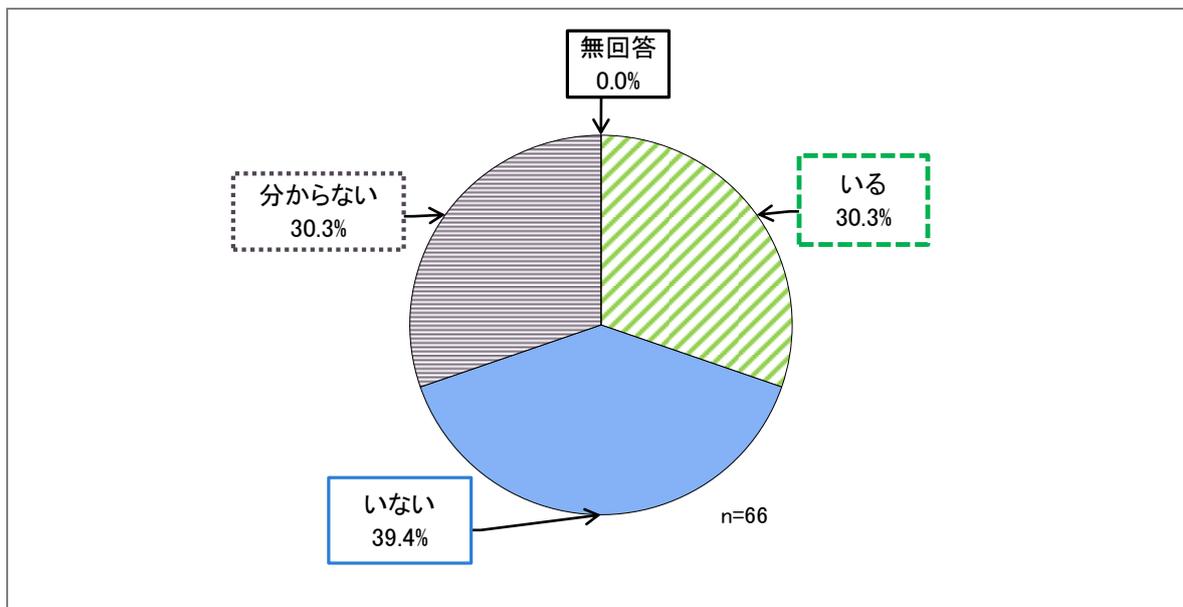


(2) ヤングケアラーの状況について

問2 ヤングケアラーと思われる子どもの有無

支援しているケース（家庭）のなかでヤングケアラーと思われる子どもがいる（いた）ケースについて聞いたところ、「いない」が 39.4%と最も高く、次いで「いる」「分からない」がそれぞれ 30.3%となっている。

図表2 ヤングケアラーと思われる子どもの有無

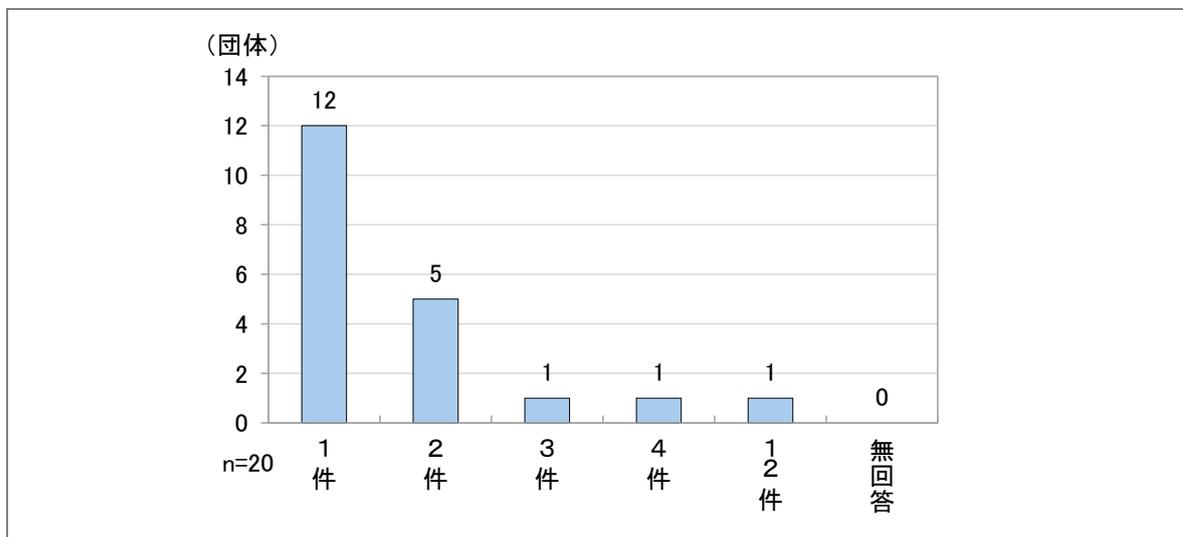


問3 ヤングケアラーと思われる子どもがいる(いた)ケース件数

(問2において「いる」と回答した団体のみ)

ヤングケアラーと思われる子どもが「いる（いた）」と回答した 20 団体にケース件数について聞いたところ、「1 件」が 12 団体、「2 件」が 5 団体、「3 件」「4 件」「1 2 件」がそれぞれ 1 団体となっており、合計のケース件数は 41 件となっている。

図表3 ヤングケアラーと思われる子どもがいる(いた)ケース件数



(3) ヤングケアラーの具体的内容について

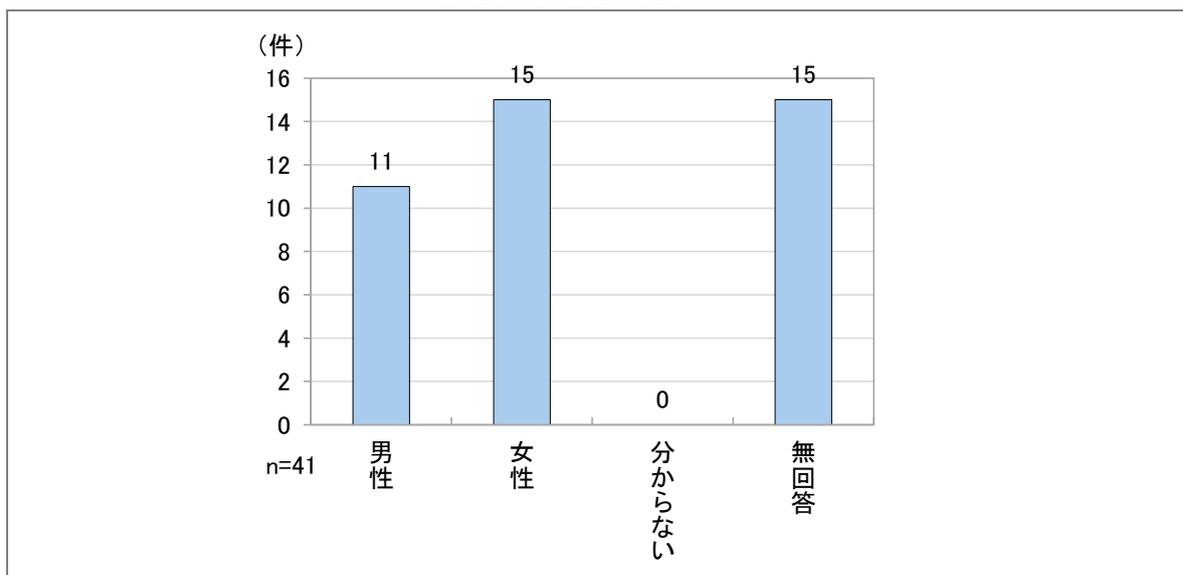
(問4については、問2において「いる」と回答した団体のみ。また、問3におけるケース件数を標本数としてグラフを作成。)

※ 問4の⑦、⑧、⑩、⑪、⑬、⑭については、具体的なケースの内容となるため本調査報告書では掲載しない。

問4-①子どもの性別

子どもの性別について聞いたところ、「女性」が15件、「男性」が11件となっている。

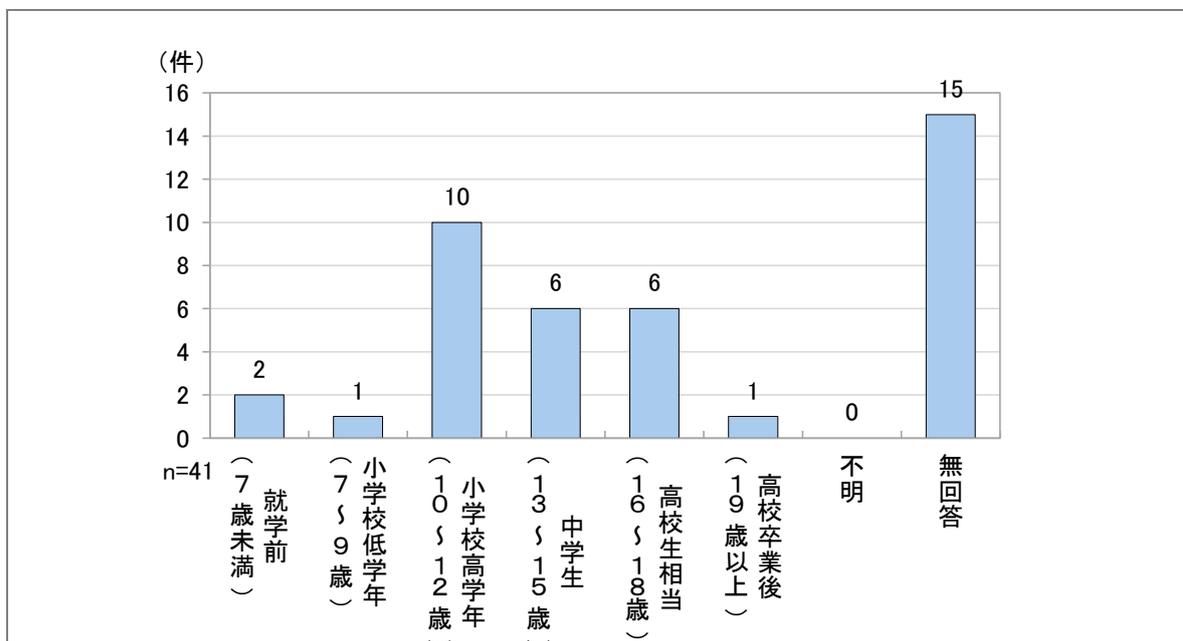
図表4 子どもの性別



問4-②子どもの学年(年齢)

子どもの学年(年齢)について聞いたところ、「小学校高学年(10~12歳)」が10件と最も多く、次いで「中学生(13~15歳)」「高校生相当(16~18歳)」がそれぞれ6件、「就学前(7歳未満)」が2件となっている。

図表5 子どもの学年(年齢)

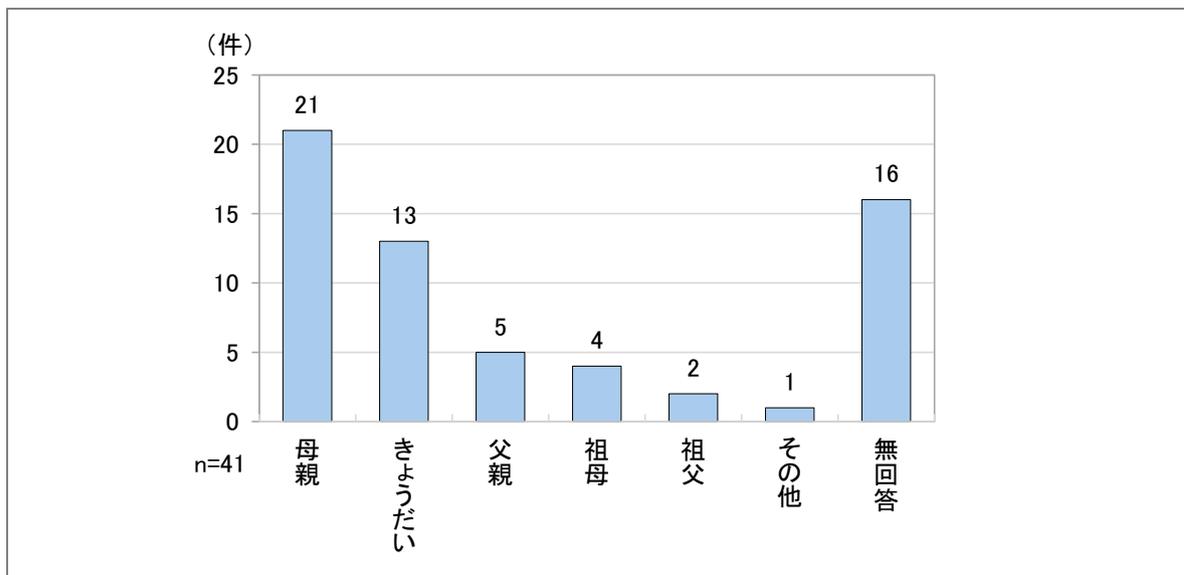


問4-③同居する家族

同居する家族について聞いたところ、「母親」が21件と最も多く、次いで「きょうだい」が13件、「父親」が5件となっている。

きょうだいの数は、「3人」が4件、「1人」「2人」「4人」がそれぞれ3件となっている。また、「その他」として「母親の彼氏」との回答があった。

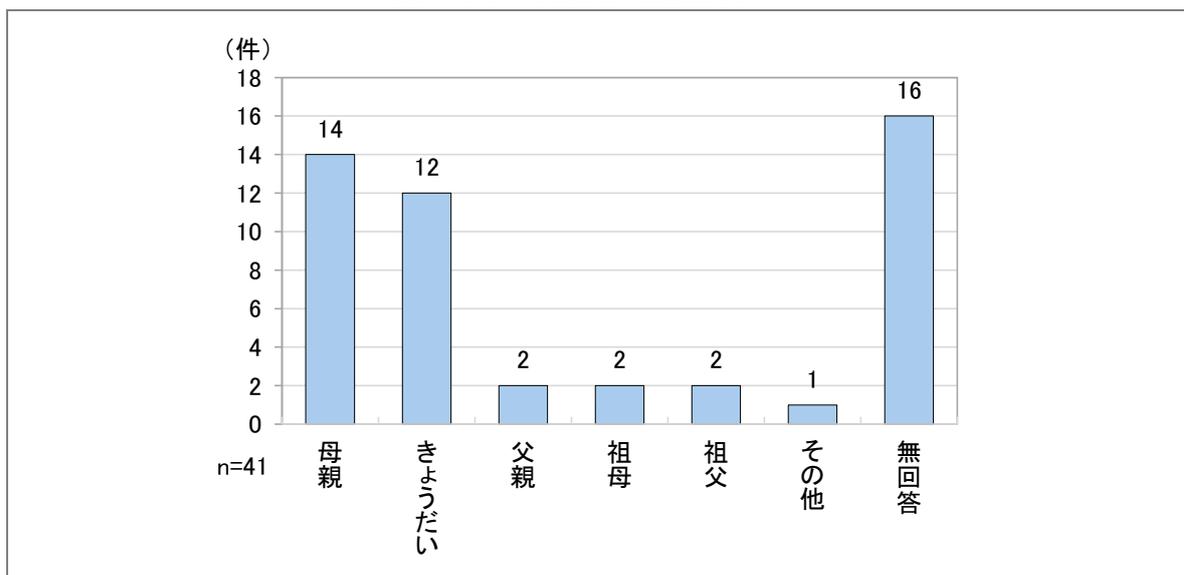
図表6 同居する家族(複数回答)



問4-④ケアの対象者

ケアの対象者について聞いたところ、「母親」が14件と最も多く、次いで「きょうだい」が12件、「父親」「祖母」「祖父」がそれぞれ2件となっている。また、「その他」として「世帯としてみている」との回答があった。

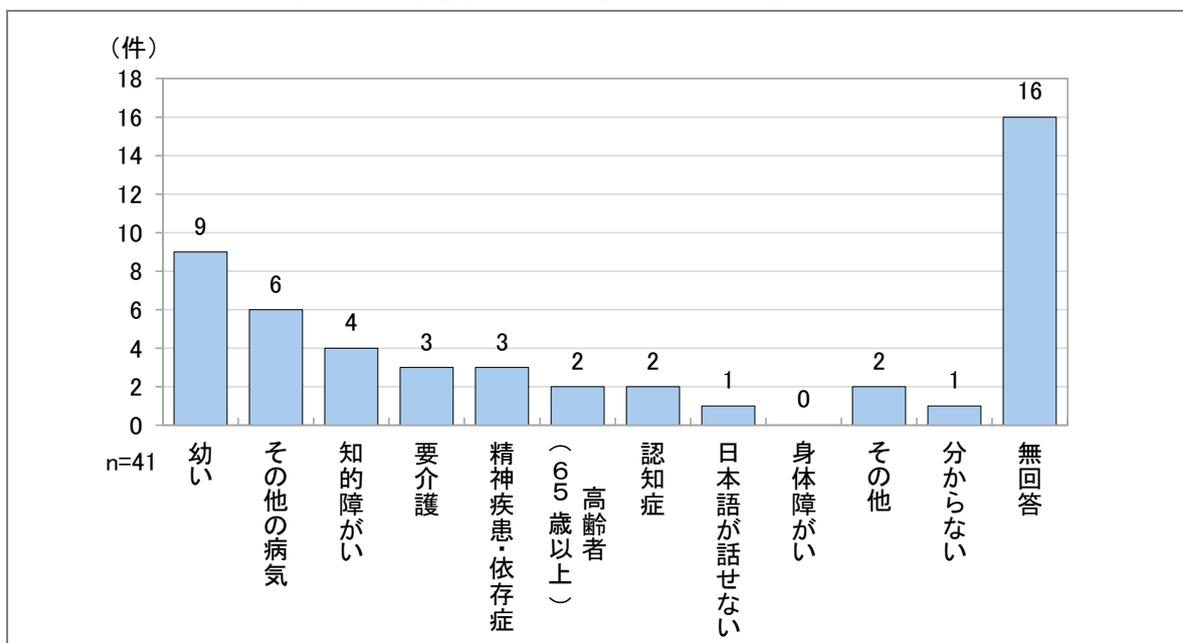
図表7 ケアの対象者(複数回答)



問4－⑤ケアを必要としている人の状況

ケアを必要としている人の状況について聞いたところ、「若い」が9件と最も多く、次いで「その他の病気」が6件、「知的障がい」が4件となっている。また、「その他」として「高次脳機能障害」「子ども（相談者の18歳女性その他）」との回答があった。

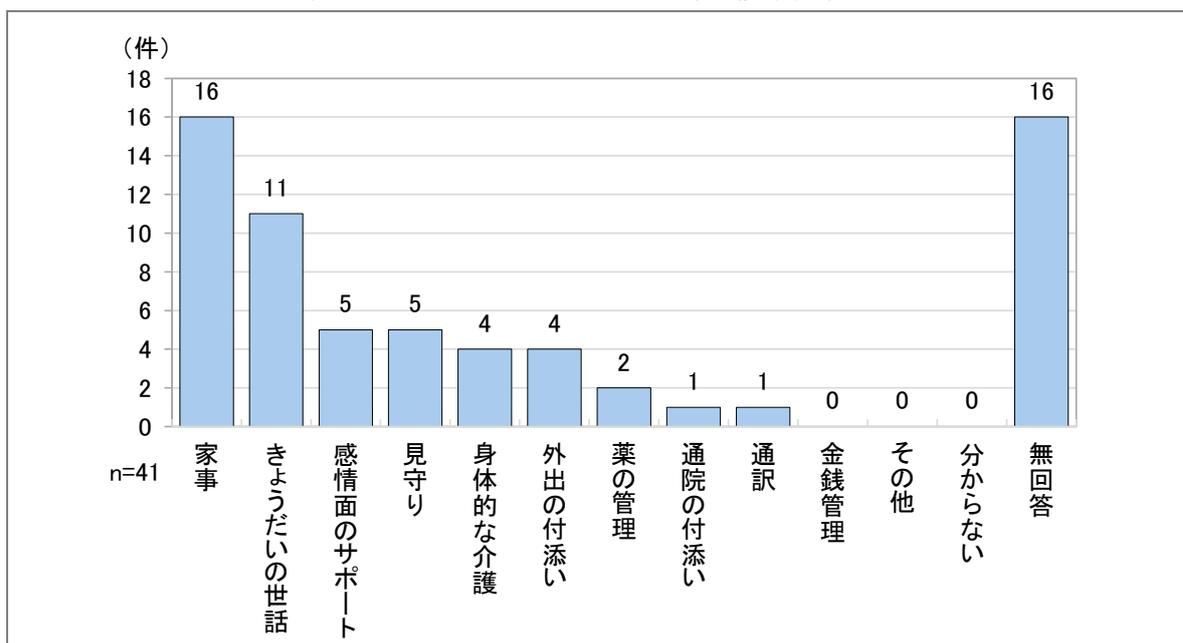
図表8 ケアを必要としている人の状況(複数回答)



問4－⑥子どもがしているケアの内容

子どもがしているケアの内容について聞いたところ、「家事」が16件と最も多く、次いで「きょうだいの世話」が11件、「感情面のサポート」「見守り」がそれぞれ5件となっている。

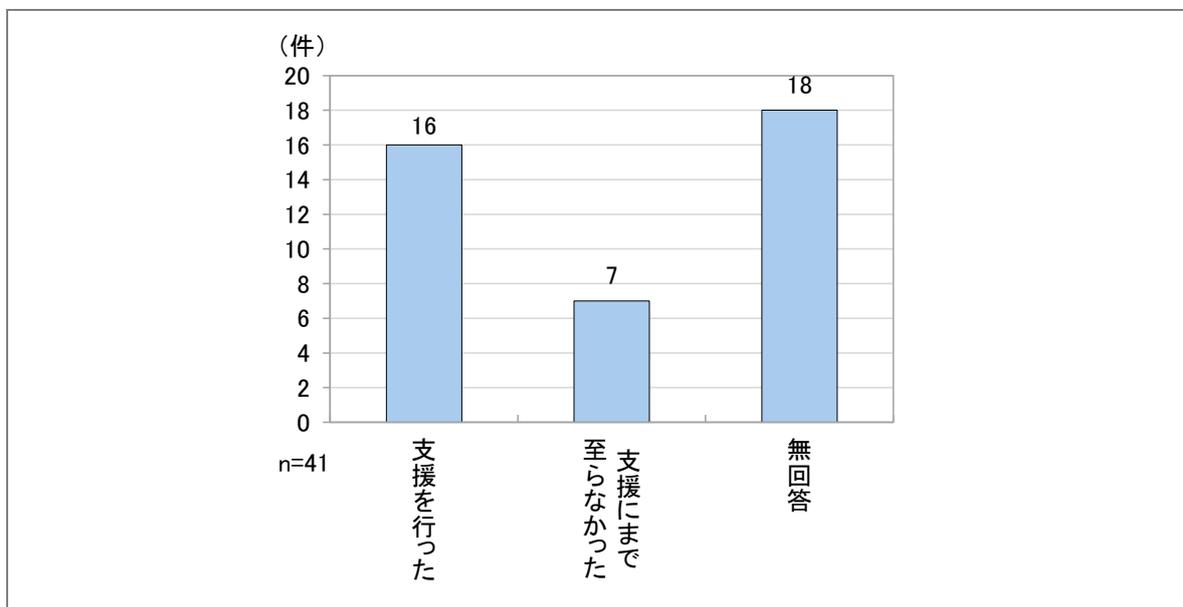
図表9 子どもがしているケアの内容(複数回答)



問4－⑨支援の有無

支援の有無について聞いたところ、「支援を行った」が16件、「支援にまで至らなかった」が7件となっている。

図表10 支援の有無



問4－⑫他の支援機関との連携

(問4－⑨において「支援を行った」と回答した団体のみ)

他の支援機関との連携について聞いたところ、以下のとおり回答があった。

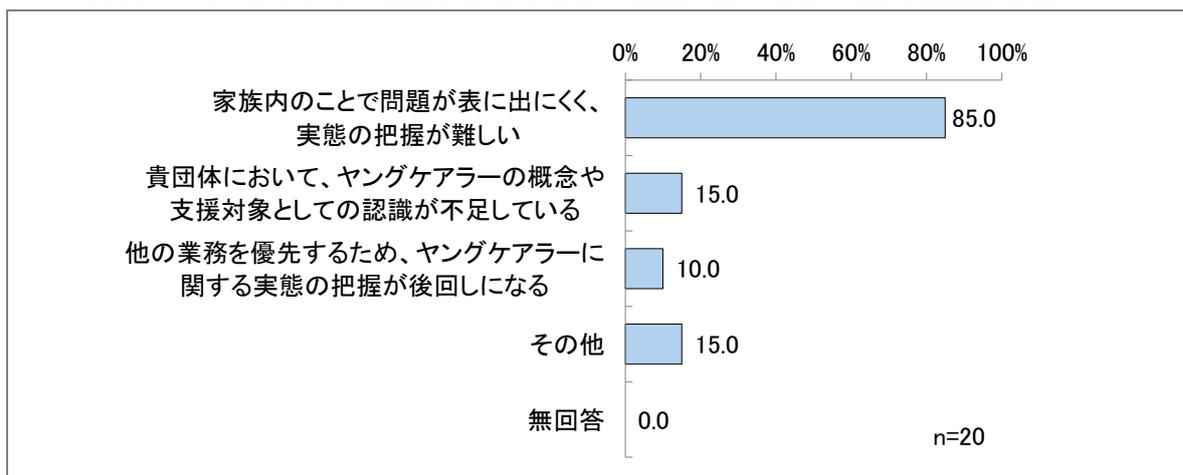
他の支援機関との連携
・市町村
・学校(スクールソーシャルワーカー)
・市教育委員会
・児童相談所
・民生委員
・保育園
・社会福祉協議会
・放課後児童クラブ
・多機関協働センター
・主任児童委員
・公民館
・放課後等デイサービス

問5 ヤングケアラーと思われる子どもの有無が分からない理由

(問2において「分からない」と回答した団体のみ)

ヤングケアラーと思われる子どもの有無が「分からない」と回答した団体にその理由を聞いたところ、「家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい」が85.0%と最も高く、次いで「貴団体において、ヤングケアラーの概念や支援対象としての認識が不足している」が15.0%、「他の業務を優先するため、ヤングケアラーに関する実態の把握が後回しになる」が10.0%となっている。

図表11 ヤングケアラーと思われる子どもの有無が分からない理由(複数回答)



< 「その他」の具体的回答 >

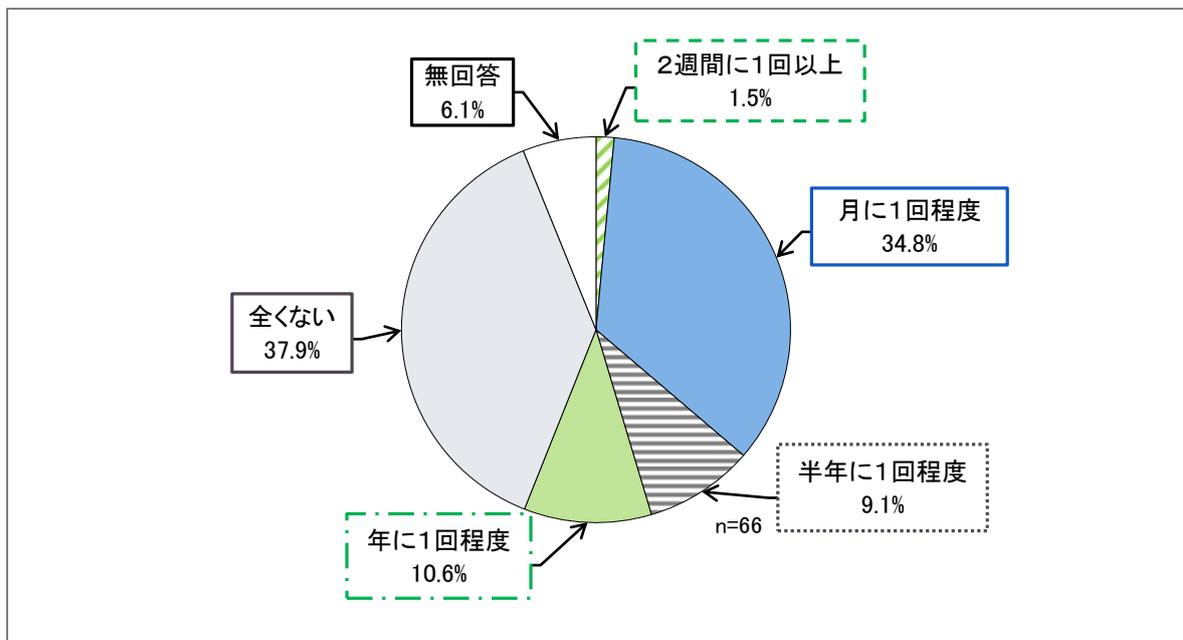
- ・当子ども食堂において、個人情報をあえて取らない様になっている。学校の方からも「教えられないですからね～」と言われる。当然だと思う。
- ・現在子ども食堂をテイクアウト方式で開催しており、現利用者の実態把握が難しい。
- ・小さい子どもの参加が、多くあまりそういう様子の子はいないような感じがするけど、実態は、わかりません。

(4) 家族支援やヤングケアラーの発見・支援の状況

問6 会議等でヤングケアラーを含め家族支援について議論する機会の頻度

会議等でヤングケアラーを含め家族支援について議論する機会の頻度について聞いたところ、「全くない」が37.9%と最も高く、次いで「月に1回程度」が34.8%、「年に1回程度」が10.6%となっている。

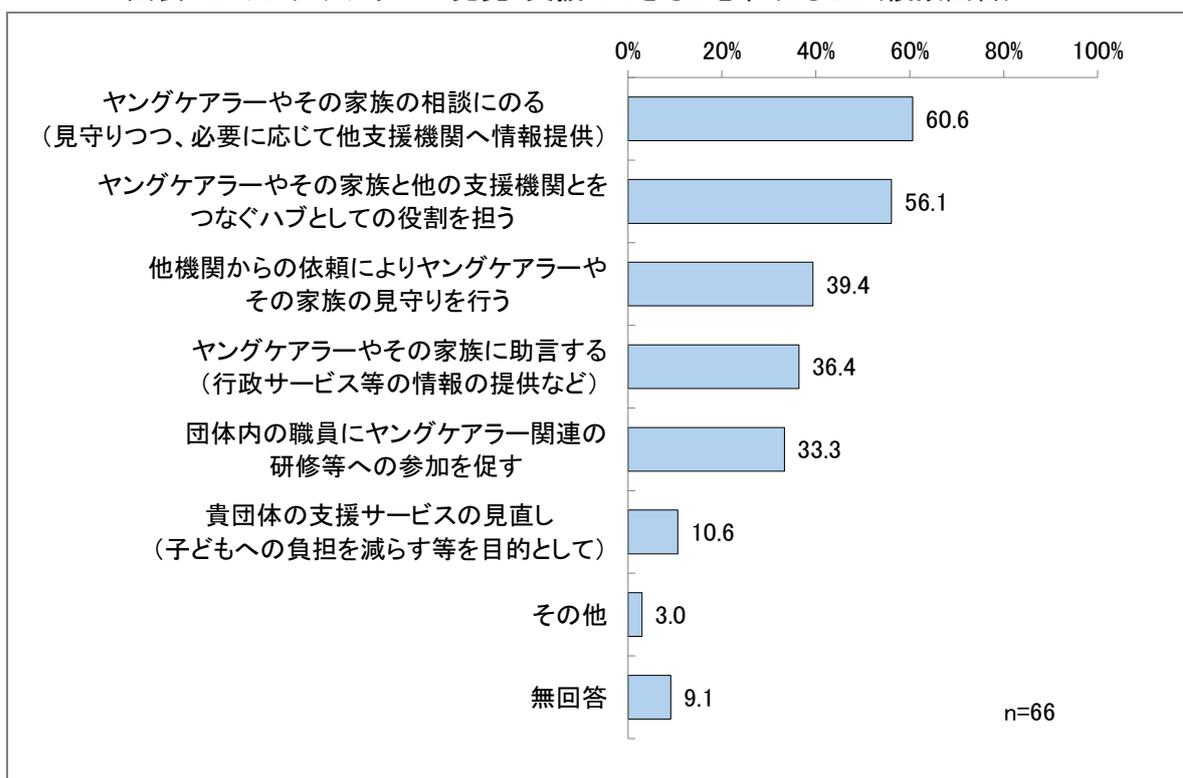
図表12 会議等でヤングケアラーを含め家族支援について議論する機会の頻度



問7 ヤングケアラーの発見・支援でできると思われること

ヤングケアラーの発見・支援でできると思われることについて聞いたところ、「ヤングケアラーやその家族の相談にのる（見守りつつ、必要に応じて他支援機関へ情報提供）」が60.6%と最も高く、次いで「ヤングケアラーやその家族と他の支援機関とをつなぐハブとしての役割を担う」が56.1%、「他機関からの依頼によりヤングケアラーやその家族の見守りを行う」が39.4%となっている。

図表13 ヤングケアラーの発見・支援でできると思われること(複数回答)



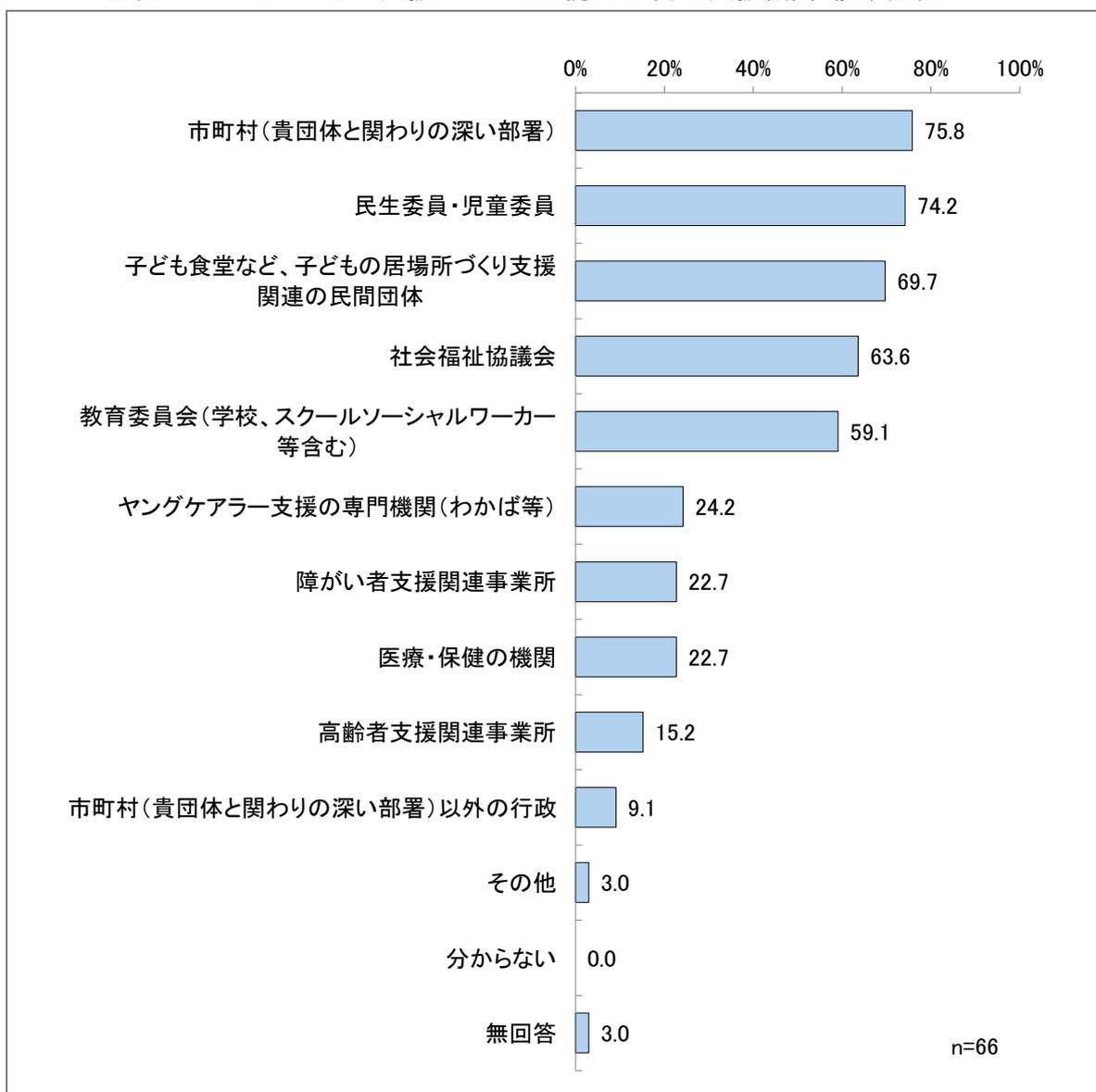
< 「その他」の具体的回答 >

- ・ 現在子ども食堂のボランティアは常時10名程いますが当日の準備後片付け等で手一杯です。終わった後も皆さんが早く家に帰りたい等その運営のみでゆっくり話し合う時間がない事がネックになり、取りあえずおいしくほっとする場の提供で精一杯の実情です。しかしボランティアの方は民生委員や看護師、知識の豊富な方々ばかりですので時間を作り話し合う機会をもちたいと考えています。
- ・ こども宅食事業でアウトリーチしているので、その際に詳細に世帯状況を把握できる環境を整える。

問8 ヤングケアラー支援について連携できそうな支援機関

ヤングケアラー支援について連携できそうな支援機関について聞いたところ、「市町村（貴団体と関わりの深い部署）」が75.8%と最も高く、次いで「民生委員・児童委員」が74.2%、「子ども食堂など、子どもの居場所づくり支援関連の民間団体」が69.7%となっている。

図表14 ヤングケアラー支援について連携できそうな支援機関（複数回答）



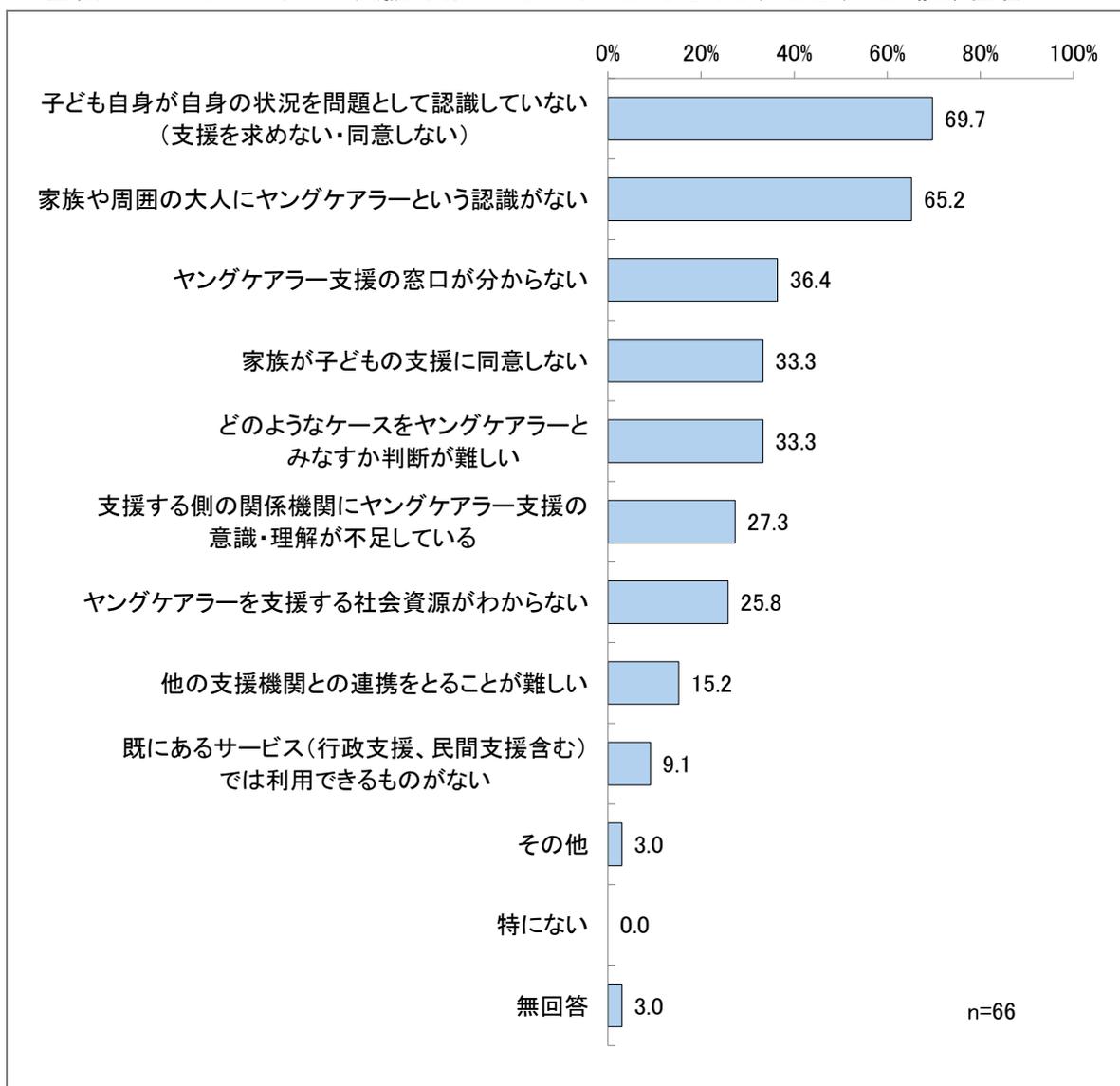
<「その他」の具体的回答>

- ・市会町会議員
- ・見守り隊、PTA、子ども会

問9 ヤングケアラーの支援で妨げになっている(なるだろう)と思うこと

ヤングケアラーの支援で妨げになっている(なるだろう)と思うことについて聞いたところ、「子ども自身が自身の状況を問題として認識していない(支援を求めない・同意しない)」が69.7%と最も高く、次いで「家族や周囲の大人にヤングケアラーという認識がない」65.2%、「ヤングケアラー支援の窓口が分からない」が36.4%となっている。

図表15 ヤングケアラーの支援で妨げになっている(なるだろう)と思うこと(複数回答)



<「その他」の具体的回答>

- ・見えにくい、表面的にはわからない。
- ・個人情報ゆえ、学校家庭との共有をしない限り児童の負担に対する考えは難題。また確認作業に至る迄の経緯も重要。

問10 具体的に必要な支援

(問9において「既にあるサービス(行政支援、民間支援含む)では利用できるものがない」と回答した団体のみ)

具体的に必要な支援について聞いたところ、以下のとおり回答があった。

具体的に必要な支援

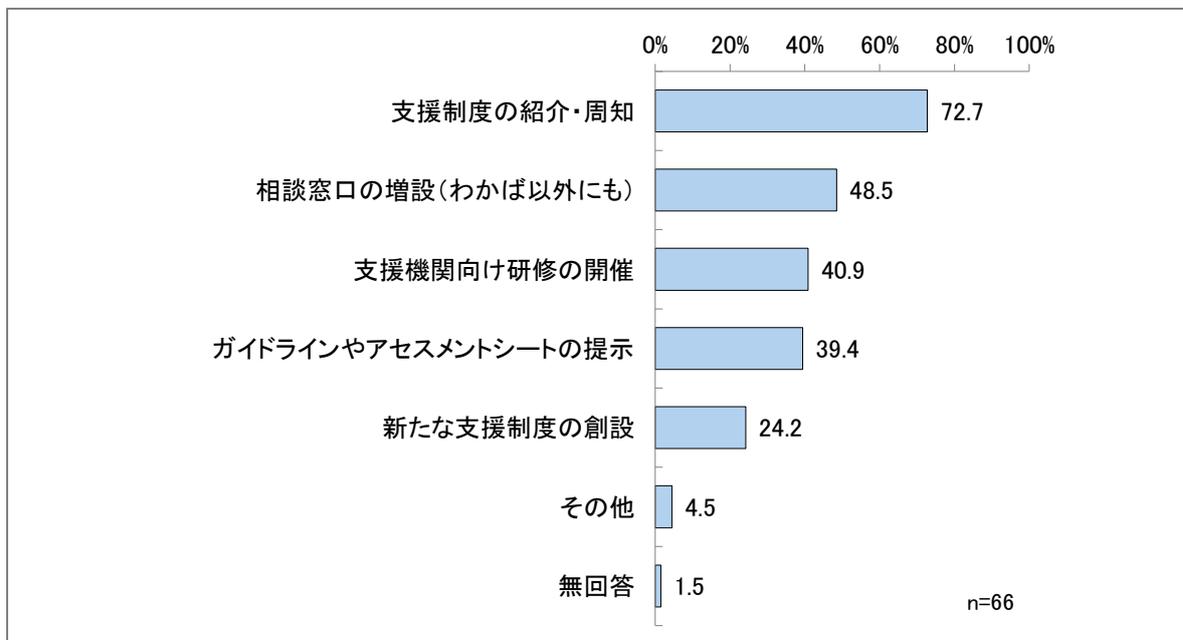
- ・学校の情報。
- ・発症や重傷後に障害や疾病が固定した後(半年～1年半後)は障害福祉サービスや介護保険サービスの活用を検討できるが、障害等の固定前(発症直後～6ヶ月程度)に短期的に利活用できる在宅支援サービスがないと感じた。親権を担う親が急病(本会事例では母子世帯の母親が脳溢血を発症)で入院するなど、短期～中期にかけて子の養育に欠ける状況がある際、ホームヘルプなどの在宅家事支援メニューがなく、ゴミ屋敷などの住環境、偏食などの栄養面、洗濯等の家事をしないことによる衛生面などの課題があるにも関わらず支援する仕組みがなかったため、本会職員や児童家庭支援センター職員などのボランティアな支援で対応せざるを得なかった経緯があった。
- ・子どもの深層心理の支援。
- ・家族が障がいや病気の場合、家事や下の兄弟の世話をしなければならない状況での家事代行支援。
- ・サービス提供の機関としての枠組みがあっても、そこに関わっている職員の専門性が十分とは言えない。自分の経験を押し付けてしまう場面も見られた。
- ・ヤングケアラーについて知識がないので、周知するパンフレットなどがまず必要だと感じます。子どもが読んで理解でき、もしかしたら自分が該当するかもと誰かに話してみようかなと思えるようなものがあればと思います。

(5) ヤングケアラーに関する支援について

問11 ヤングケアラーの支援で行政に期待すること

ヤングケアラーの支援で行政に期待することについて聞いたところ、「支援制度の紹介・周知」が72.7%と最も高く、次いで「相談窓口の増設（わかば以外にも）」が48.5%、「支援機関向け研修の開催」が40.9%となっている。

図表16 ヤングケアラーの支援で行政に期待すること(複数回答)



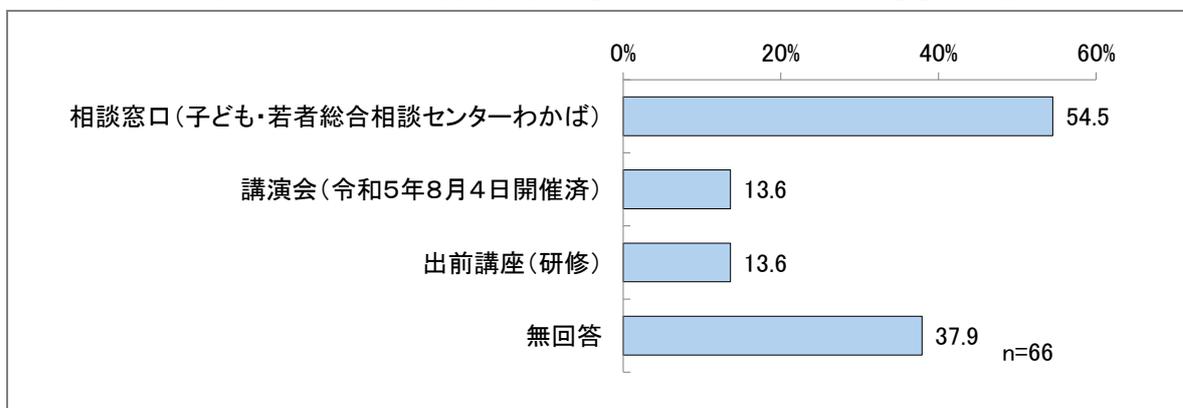
< 「その他」の具体的回答 >

- ・特に学校の先生に子どもが相談できる時間のゆとりを与えてほしいしスクールサポーターやアシスタントに相談できる体制の強化。
- ・連携後の返しがなくその後どうしているのかと不安になることがある。
- ・子どもは相談に来ないので発見できる体制が必要。

問12 県が行うヤングケアラー支援に関する事業について知っているもの

県が行うヤングケアラー支援に関する事業について知っているものを聞いたところ、「相談窓口（子ども・若者総合相談センターわかば）」が 54.5%と最も高く、次いで「講演会（令和5年8月4日開催済）」「出前講座（研修）」がそれぞれ 13.6%となっている。

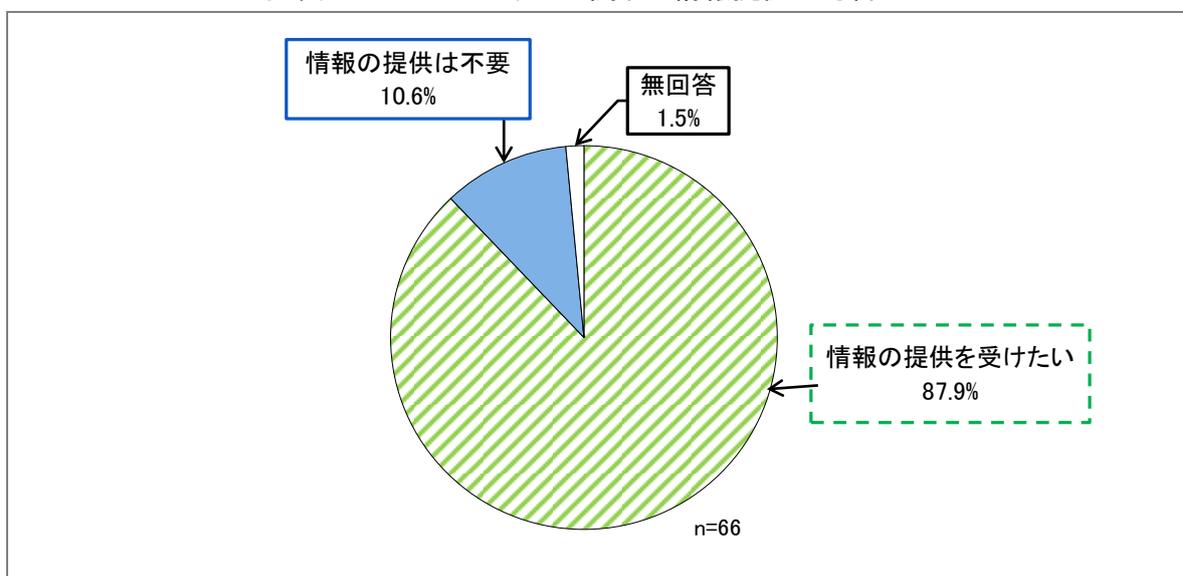
図表17 県が行うヤングケアラー支援に関する事業について知っているもの（複数回答）



問13 ヤングケアラーに関する情報提供の可否

ヤングケアラーに関する情報提供の可否について聞いたところ、「情報の提供を受けたい」が 87.9%、「情報の提供は不要」が 10.6%となっている。

図表18 ヤングケアラーに関する情報提供の可否



(6)その他意見

問14 その他意見(自由記述)

その他の意見については、以下のとおり回答があった。

その他意見
<ul style="list-style-type: none">・ヤングケアラーはコロナ不況や物価高などで増えてきているのではないのでしょうか。しかし実際に目に見える家庭内(内面)は分かりにくい。家庭内の状況が分かるのは生活保護世帯とかに詳しい市町村とか学校などがあると思います。一般の人々に知ってもらうためにはメディアを使ったり、市広報などで広めていく方法もありかと思えます。・前項の問13について。情報の提供はどのような形になるのか知りたい。講演会や勉強会などは時間がなく(様々な出席ありきの会議が多い)出席可能なスタッフが少ない。・自分達の周りに該当者がいないと思います。支援が必要だと思われる人がいないです(民生委員、社協等への問合せの結果)。・ヤングケアラーの言葉は知っています。学生等が親の面倒を見ているケースですね。当院は在宅医療をしていますが、現在老々介護が深刻でこれまでにヤングケアラーの方は一度も見かけていません。ヤングケアラーという言葉もテレビのCMで知ったことです。宮崎でも埋もれている子どもがいるのではと思います。もっと周知が大事ではないのでしょうか。お力になれず申し訳ありません。・こども宅食という家庭全体を見渡すことのできる支援方法ではヤングケアラーの状態に在る子どもを見つけやすい(ひとり親家庭支援)。ヤングケアラーであることを自覚している当事者は少ない。また支援団体側も「ヤングケアラーを支援しています」とは表書きしていない。講演会(啓発)で知ることではできるが、当事者に行きあたることは少ないと思う。家庭に入りこめる職(ヘルパー、訪看、または学校、支援を行うNPO等)と役所が連携強化する。※ヤングケアラーの実態(こどもの苦しみ)を広く知ってもらうことは大切だが一般向けではなく、上記専門職向けに伝えた方が支援につながる。(私感)最近では当事者講演会(当時の話)がビジネス化していませんか。・個人での意見だけでは対応出来ないので1度運営委員会か役員会等で協議したいと思えます。・こども食堂を実施しています。県内でも子ども食堂は増加しており、実施している中で「ヤングケアラー」ではないかと思われた場合の通報、相談窓口等の流れが簡単に解るシステムが欲しい。・ヤングケアラーの対応窓口の設置の充実。確実な対応報告。地域の関係性の希薄さ解消～地域食堂(こども食堂)として何らかの働きかけをしていきたい。対応部署等の研修の充実。支援員増(学業、進学の影響、相談)など、ゆったりと対応できるように。・実施団体への資金助成。・今回子ども食堂にご送付いただきまして、有難うございました。只今確認中ですが、家庭状況を把握してみまさんと真の支援までには届かないようにも思います。内容によっては異なると思いますが、子ども食堂への誘いは幼い兄弟を置いて酷であろうと思えますし、今の傾聴と対話をしながら早い対応、支援が出来る様頑張ってみたいと思っています。・社会福祉協議会では、地区社会福祉協議会や民生委員活動の支援を中心とした地域福祉事業をはじめ、障害者児基幹センターや地域包括、生活自立センター(困窮)、多機関協働センターなどの専門相談窓口を持っており、本会全体ではヤングケアラーの事例を受け止める機会も少しずつ増えている状況である。即効性のある解決は難しいが、関係機関とのネットワークの中で関わっていくことが重要であり、その支援体制のプラットフォームづくりが必要だと考える。また、「重層的支援体制整備事業」において、制度やサービスにつながらない住民への「アウトリーチ等活動支援」「参加支援」事業に取り組んでおり、ひきこもりやヤングケアラーなどの孤立している世帯へのアプローチと参加の場づくりを展開する必要性を感じているので、本会でも今後工夫したいと考える。・プライバシーの事もあり、情報共有が困難な場合もあるが、当事者からの連絡で色々工夫しながら支援を進めて行くこともある。困難事例に対しての継続支援、情報共有の大切さを感じる。

その他意見

- ・冊子、ポスターを頂ければ掲示したい。
- ・ヤングケアラーに限らず様々なサービス提供を行う行政機関に関わる職員の資質向上に向けた研修の実施。民間団体への補助金・助成金の充実。各種機関の横の連携を積極的に図るための機会の確保(情報交換・対応方法を協議する場の確保)。
- ・現在、子ども食堂を実施していて、子どもの中に食事を十分とれていない子どもや支援が必要なケースが見当たらない。実際は隠れているものと思われそうですが、ヤングケアラーについても、同様に察知するのがなかなか難しいと思われそうです。
- ・閉ざされた環境で生活しているが故に、その実態が隣の住民も知らないのがヤングケアラーかと思います。ヤングケアラーの実態を広く地域住民に周知することで、地域で少しでも改善に繋がることもあるかと思います。
- ・2023年4月に発足した「こども家庭庁」そして「こども基本法」の体制で、「こどもまんなか社会」を行政、民間で取り組んでいけたらうれしいです。今後もよろしくお願いします。
- ・宮崎県におけるヤングケアラーの事例を教えてほしい。何度か新聞紙上で事例を読んだことがあります。みんなの意識を深めるために、再度新聞等で発信してほしい。
- ・ヤングケアラーの問題に限らず、様々な社会問題を解決していくためには、行政や専門機関、民間団体などが連携して取り組んで行く必要があると思います。しかし、連携のためには、マンパワーが必要となりますが、行政・専門機関・民間団体それぞれが人員不足だと感じていて、現実的に難しい状況です。これからの時代は、「人」に対する予算に手厚く配分してほしいと思います。
- ・子ども食堂に参加してくれる子ども達の状況をまず認識して、会話の中からそういう子どもがいたら対応していきたいと思う。